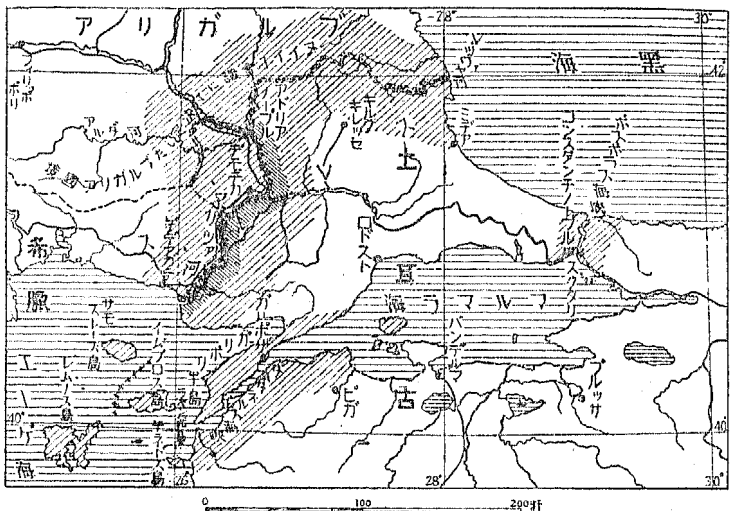


大正十二年（一九九三年）七月二十四日瑞西
ジュネーヴ湖の北岸ローザンヌに於て開かれた
所謂ローザンヌ會議は、日、英、佛、伊、希、羅、セ
ルヴオ、土の各國全權委員によつて土耳其との
國境通商其の他左記の各項目について協定署名
した。

ヴェルサイユ會議によつて、世界大戰は終結を告げたが、地理學學習の立場から見れば、ヴェルサイユ會議によつて書き下された諸領域の割讓、獨立、併合、曰く人民投票地域、國際聯盟管理、委任統治地域等多種多様の國際協定はそれが境界區域の不定、不明瞭によつて、學習上に夥しき困難と煩雜とが興へられた。この意味からヴェルサイユ會議以來四星霜後に開かれて決定を見た。ローザンヌ會議の諸事項こそ、ヴェルサイユ會議が近世世界平和に一區劃を作つたと同じく。永らく煩はされた國際政治地理の教育上に最終の解決を與へたものと云ふべき

第一圖



軍備撤廢地帯 一九三二年十月ザン會議で決定した歐洲土耳其國境

英國古耳士洲歐なし定決で約條ルブリノテンタスゴ年三一九一

である、其決定條項左の如し。

一、平和條約。

二、海峽制度に關する條約。

三、スレーヌ國境に關する條約。

四、居住及び裁判に關する條約。

五、通商條約。

六、ローザンヌに於て署名せられたる文書中

一定の規定に對する白耳義國及び葡萄牙國の加入に關する議定書。

七、カラガツチの領域竝にインブロス島及び

テネドス島に關する議定書。

八、一九二〇年八月十日セーヴルに於て主た

る同盟國及び希臘國間に締結せられたる、

希臘國に於ける少數民族の保護に關する條

約、竝に同日附を以て同國間に締結せられ

たるスレーヌに關する條約の議定書。

九、セルブ、クロアート、スロヴェニア國の

署名に關する議定書。

このうち平和條約は政治、財政、經濟、交通手段及び衛生事項、雜則等に分ち、五編百四十

三條を以て終り、其の他の條約も夫々二十條より數條迄の細則を設けて協定されてゐる。

平和條約の第二條はスレーヌ地方のブルガリア、希臘、土耳其間の國境を確定し、第三條に於て、地中海より波斯に至るまでの土耳其の國境に關し次の如く協定されてある。

一、シリアとの國境

一九二一年十月二十日の佛土兩國間の協定第八條に規定された國境。

二、イラクとの國境。

土耳其とイラクとの國境は九ヶ月間内に友誼的に決定すべし。

第十二條 インブロス、テネドス、ラベンの

諸島以外の東部地中海の諸島殊にリムノス

サモスレーヌ、ミティレーヌ、シオ（キオ

ス）、サモス、イカリアの諸島に對する希臘

國の主權に關し、一九一三年五月三十日の

倫敦條約の第五條及び同年十一月十四日の

アテネ條約第十五條の實施の爲倫敦會議に於て一九一四年二月十三日になしたる決議

にて、同日希臘國に通告せられたるものは伊太利の主權の下に置かれ、且本條約の第十五條に規定せられたる諸島に關する本條約の規定

の留保の下に之を

確認す、

本條約に

反對の規

定なき限

り、亞細

亞海岸よ

り三湮以

内の島嶼

は依然土

耳古國の

主權の下に置かるゝものとす。

第十五條 土耳其國は以下列記の諸島即ち現

に伊太利の占領するアストロバリア、ロド

ス、カルキ、カルバトス、カソス、テイロ

ス、ニシロス、カリムノス、レロス、バト
モス、リブロス、シミ、コスの諸島及び附
屬する島嶼竝にカステロリツツ島に對する

其の一切の

權利及び權

限を伊太利

の利益のた

めに抛棄す

第十七條 土

耳古國の埃

土國及びス

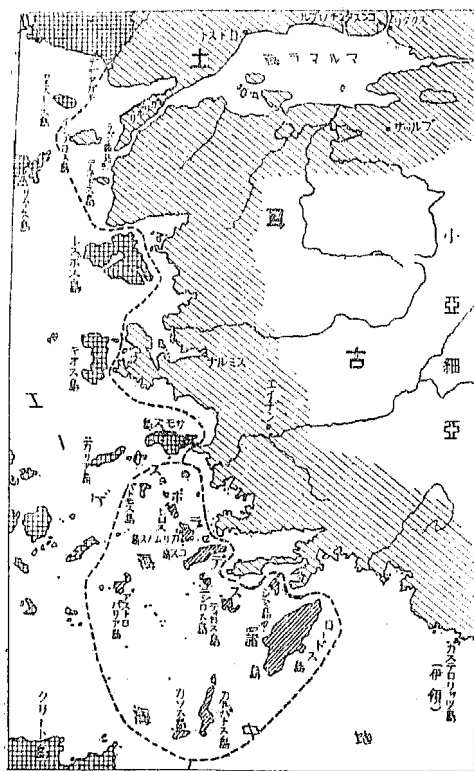
ーダンに對

する一切の

權利及び權

限の抛棄は

一九一四年



第二圖

十一月五日より效力を生ずべし。

『海峽制度に關する條約』第四條に於て、ダー
ダネルス海峽、ボスボラス海峽沿岸及びマルマ
ラ海、エーゲ海中のサモスレーズ、リムノス、

インブロス、テネドス、ラベン等の島嶼及び『スレーズ國境に關する條約』中の第一條エーゲ海より黑海に至る迄の土勃希三國々境線の兩側三十軒を、平和維持の確保のために、武裝解除地帯とした。(第一圖參照)

條約全文を知りたい諸君は大正十三年八月十

六日の官報號外に日佛兩文を以て掲載されてあるから見られたい。猶平和條約第三條の土耳其とバレスチナ、亞刺比亞、メソボタミア地方との國境協定による境界線圖は次號に載せる豫定である。

日本の富力

高橋秀臣氏調査

大正十三年六月即關大震災滿十ヶ月後に於ける我日本帝國(臺灣朝鮮樺太を除く)の推定富力は、一千九百七十七億四千八百萬圓にして國民一人當一千七百十六圓である。其計數左の如し。(單位千圓)

土地 五、九六、九〇〇
 建物 二、五三、四〇〇
 鐵山 六、八〇、四〇〇
 領海水産 五、五〇、一〇〇
 家財 四、四七、七〇〇
 諸貨物商品 四、五五、九〇〇
 港灣運河 一、九五、四〇〇
 工業機械 一、五七、七〇〇

富力時代別

同氏

我國歴代の戸口及經濟狀態を調査し富力の量を測定するに左の通りである。但こゝには嘉永年間米國水師提督彼理來航當時以後の分を掲ぐ。

米艦來航品 五、八四、七〇〇
 川運保當時

井伊大老櫻田事變當時	五、九六、九〇〇
明治元年王政復古當時	六、八八、七〇〇
明治四年廢藩置縣當時	七、三三、四〇〇
明治十年西南戰爭當時	八、五七、一三〇
二十二年憲法發布當時	一三、〇四、一〇〇
二十七年日清開戰當時	一六、六六、七〇〇
三十七年日露開戰當時	二二、七四、一〇〇
大正元年今上御踐祚當時	三二、五三、四〇〇
大正十年元始祭日當時	三三、〇五、七〇〇
關東震災後十ヶ月當時	四〇、一五、二五〇